

令和7年10月31日

◆中小企業向け賃上げ促進税制と次世代育成支援対策推進法

中小企業向け賃上げ促進税制は、給与を増加させた企業に法人税控除を認める制度で、次世代育成支援対策推進法の認定（くるみん等）取得で控除率がさらに上乗せされます。

以下にそれぞれの制度の概要と関係性を解説します。

・中小企業向け賃上げ促進税制（2024年改正）

この制度は、従業員の給与等を前年度より増加させた企業に対し、増加分の一部を法人税額から控除できるというものです。

【主なポイント】

対象期間：平成30年4月1日～令和9年3月31日までに開始する事業年度

控除率：基本控除：給与増加率が1.5%以上 → 控除率15%

上乗せ控除：給与増加率が2.5%以上、教育訓練費の増加、認定取得など → 最大控除率45%

対象者：国内雇用者（正社員等）

【上乗せ要件の一例】

教育訓練費の増加

次世代育成支援対策推進法に基づく認定取得（くるみん・プラチナくるみん）

女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」取得

※ご参照

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai/chinnagesokushin06gudebook.pdf>

・次世代育成支援対策推進法

この法律は、企業が仕事と子育ての両立支援に取り組むことを促進するための制度です。

【主な内容】

一般事業主行動計画の策定：常時雇用者101人以上 → 義務

常時使用者100人以下 → 努力義務

【認定制度】

くるみん認定：行動計画の目標達成など一定基準を満たす企業

プラチナくるみん認定：より高水準の取組を行う企業

トライくるみん認定：新設された挑戦的な認定制度

【認定取得のメリット】

社会的信用の向上

賃上げ促進税制の上乗せ控除要件として活用可能

・両制度の関係性

次世代法に基づく認定（くるみん等）を取得することで、賃上げ促進税制の控除率が上乗せされるため、両制度を連携して活用することで税制面と企業イメージの両面でメリットがあります。

【個別相談の実施】

次世代育成支援対策推進法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL：045-671-7060

<http://www.kana-keikyo.jp/consult/pdf/jisedai.pdf>